

# 農政水産部公共事業事後評価実施基準

平成 2 8 年 4 月 1 日  
農政水産部農村計画課

## 1 目的

この基準は、農政水産部が農政水産部公共事業事後評価実施要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日定め）により行う公共事業の事後評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事後評価の対象事業及び実施時期（実施要綱第 2 条関連）

- (1) 事後評価の対象事業は、農政水産部が事業主体となる公共事業のうち全体事業費 1 0 億円以上のものとする。ただし、災害復旧事業など緊急を要する事業、ストックマネジメント事業など施設の長寿命化を図る事業、分割採択で事業計画の全てが完了していない事業を除く。
- (2) 事後評価は事業完了後一定期間が経過した事業について実施するものとする。なお、事業完了とは別表 1 に定義する時点とし、一定期間とは原則 5 年を経過したものとする。

## 3 事後評価の実施（実施要綱第 4 条関連）

- (1) 事後評価を行う場合は、事後評価シート（別記様式第 1 号又は同第 2 号）を作成するものとする。
- (2) 事後評価の実施手順は別表 2 によるものとする。
- (3) 複数の事業が一体となって実施された事業にあっては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。
- (4) 事業効果等の検証のために、学識経験者等から構成される附属機関等（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により法律又は条例に基づき設置された附属機関又は私的諮問機関をいう。以下同じ。）が設置されている場合は、評価委員会に代えて、当該附属機関等において審議を行うものとする。
- (5) 部長は、前項の規定に基づき、評価委員会に代えて審議を行う附属機関等を定めた場合は、評価委員会にその旨を別紙 1 により通知するものとする。

## 4 再度評価の基準（実施要綱第 5 条関連）

審査及び審議の結果を踏まえ、部長が再度、事後評価を行う場合の基準は次のとおりとする。

ア 今後の事業の進捗や時間の経過等により効果の発現が期待できると部長が判断

した事業。

- イ 改善措置が必要であると部長が判断し、その措置が講じられた事業。
- ウ その他部長が再度、事後評価の必要があると判断した場合。

## 5 資料の保存

部長は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年間、当該事業評価の審査及び審議の結果並びに関係資料を保存するものとする。

### 附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 農政水産部公共事業事後評価試行基準（平成21年5月1日農政水産部農村計画課定め）は廃止する。

別表 1 ( 2 ( 2 ) 関係)

事業種別	事業完了の定義
かんがい排水事業	原則として事業計画を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
畑地帯総合整備事業	原則として事業計画を行った区域の全てが完了した時点
経営体育成基盤整備事業	原則として事業計画を行った区域の全てが完了した時点
農道事業	原則として事業計画を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
農地保全整備事業	原則として事業計画を行った区域の全てが完了した時点
農村災害対策整備事業	原則として事業計画を行った区域の全てが完了した時点
ため池等整備事業(一般)	原則として事業計画を行った箇所の全てが完了した時点
ため池等整備事業 (用排水施設整備事業)	原則として事業計画を行った区間の全てが完了した時点
ため池等整備事業(河川応急)	原則として事業計画を行った箇所の全てが完了した時点
湛水防除事業	原則として事業計画を行った区域、区間又は箇所が全て完了した時点
中山間地域総合整備事業	原則として事業計画を行った区域、区間又は箇所が全て完了した時点
漁場整備事業	原則として事業計画を行った単位で整備が全て完了した時点
漁港整備事業	原則として事業計画を行った単位で整備が全て完了した時点
漁港海岸事業	原則として事業計画を行った単位で整備が全て完了した時点
漁港環境整備事業	原則として事業計画を行った単位で整備が全て完了した時点

## 事後評価シート

農政水産部

番号	事業名 箇所・地区名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由 2	事後評価の結果 3	総合評価	担当課	特記事項
				着手	1 再評価	完成						

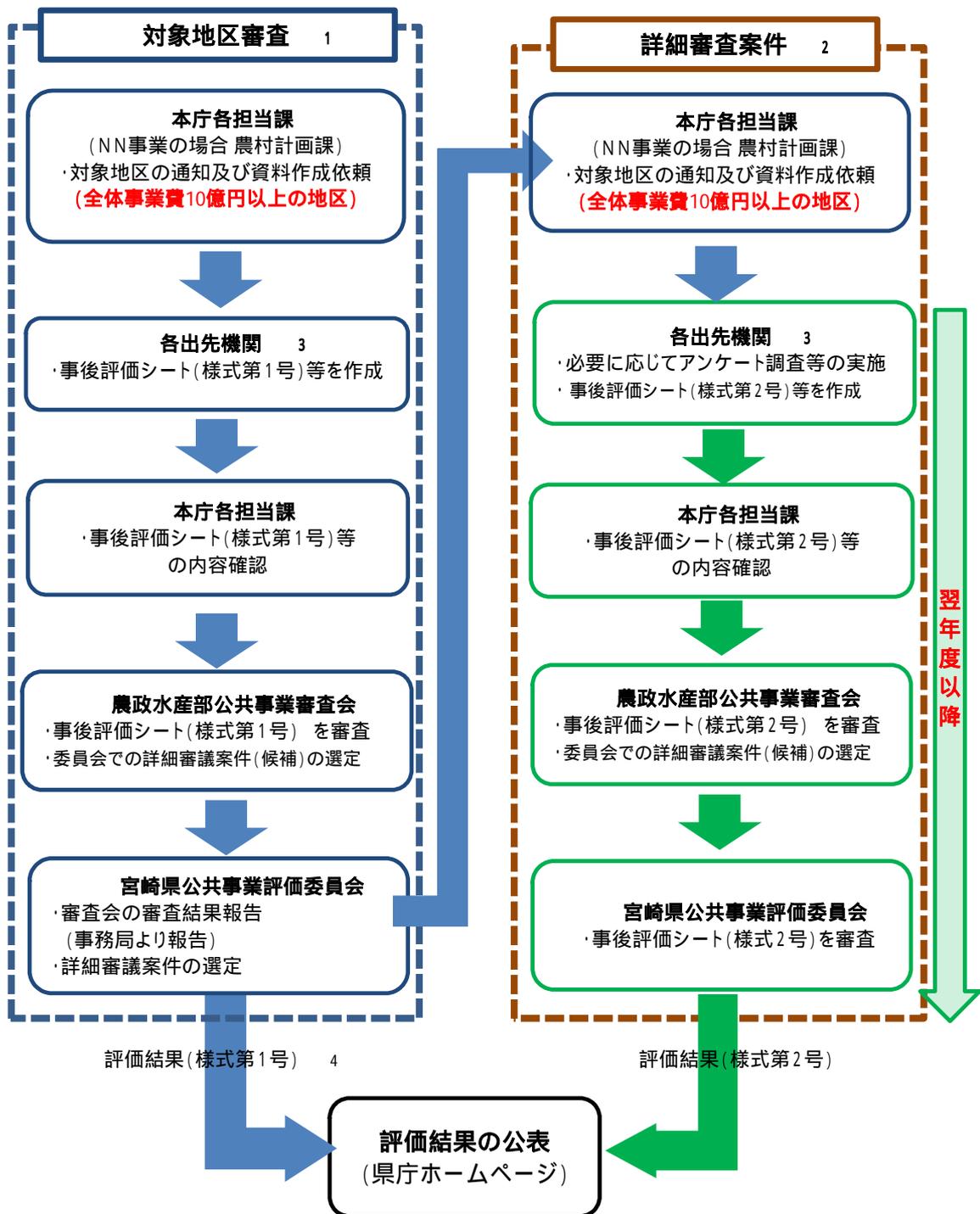
1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

2 対象理由は、「」：全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業」又は「」：再度、事後評価の必要があると判断した事業」の番号を記載する。

3 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。



別表2 (3(2)関係)



- 1 原則5年を経過した時点で事後評価を完了させる観点から、5年以内に実施する。
- 2 原則5年を経過した時点で実施する。  
ただし、審査及び審議結果を踏まえ、部長が7年目以降に事後評価を実施することが望ましいと判断した場合は、7年目以降に実施する場合もある。
- 3 NN事業の各出先機関の窓口は計画担当とするが、関係各課各担当が協力し事後評価関係資料を作成する。
- 4 詳細審議案件も含む。

別紙1(3(5)関係)

文 書 番 号

平成 年 月 日

宮崎県公共事業評価委員会

委員長 殿

宮崎県農政水産部長

事後評価の審議実施機関について(通知)

県農政水産部が事業主体となって実施した 事業について、宮崎県公共事業評価委員会に代えて事業効果等の検証を行う機関を下記のとおり定めましたので、県農政水産部事後評価実施基準3(5)の規定に基づき通知します。

記

条例( 要綱)第 条 項の規定に基づき設置された附属機関(私的諮問機関)

附属機関等の名称が決まっている場合は具体的な名称を記載する

(文書取扱 課)